

農保條例修法前後給付標準對照表

自 112 年 2 月 10 日起，除身心障礙給付及就醫津貼外，農保、農職保給付金額隨月投保金額調整倍數提高，修法前後對照表如下所示：

一、 農保部分

保險給付	112.02.09 以前	<u>112.02.10 以後</u>
生育給付 (由 2 個月調整為 3 個月)	2 萬 400 元	6 萬 1,200 元
喪葬津貼 (15 個月)	15 萬 3,000 元	30 萬 6,000 元 (加倍)
身心障礙給付 (最高等級)	40 萬 8,000 元	維持現行給付金額

二、 農職保部分

保險給付	112.02.09 以前	<u>112.02.10 以後</u>
喪葬津貼 (30 個月)	30 萬 6,000 元	61 萬 2,000 元 (加倍)
身心障礙給付 (最高等級)	61 萬 2,000 元 (農保之 1.5 倍)	維持現行給付金額
傷病給付	一般傷病給付： 第 1 年 7,140 元/月 第 2 年 5,100 元/月 增給傷病給付： 第 1 年 14,280 元/月 第 2 年 10,200 元/月	傷病給付： 第 1 年 14,280 元/月 第 2 年 10,200 元/月
就醫津貼	門診 50 元/日 住院 900 元/日	維持現行給付金額